

別表 1

介護老人福祉施設 ビオラ三保 利用料金表

1. 介護保険給付の対象となるサービス  
 ・サービス利用料金（日額）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用単位数	636	703	776	843	910
日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	46	46	46	46
看護体制加算(Ⅰ)	4	4	4	4	4
看護体制加算(Ⅱ)	8	8	8	8	8
夜勤職員配置加算(Ⅳ)	21	21	21	21	21
個別機能訓練加算	12	12	12	12	12
精神科医師定期的療養指導加算	5	5	5	5	5
生活機能向上連携加算 ※概算	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)	3 (100/月)
栄養マネジメント加算	14	14	14	14	14
口腔衛生管理体制加算 ※概算	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)	1 (30/月)
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	62	68	74	79	85
単位数合計	812	885	964	1036	1109
自己負担額 (1割)	871 円	949 円	1,034 円	1,111 円	1,189 円
自己負担額 (2割)	1,741 円	1,898 円	2,067 円	2,221 円	2,378 円
自己負担額 (3割)	2,612 円	2,847 円	3,101 円	3,332 円	3,567 円

(地域区分単価：10.72 円)

2. 介護保険給付の対象とならないサービス

A) 居住費および食費等の自己負担額（日額）

利用者負担段階	居住費	食費	おやつ	合計
第一段階	820 円	300 円	150 円	1,270 円
第二段階	820 円	390 円	150 円	1,360 円
第三段階	1,310 円	650 円	150 円	2,110 円
第四段階	3,000 円	1,870 円	150 円	5,020 円

- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは居住費の基準費用額 1,970 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。
- ※ 施設には、第一段階から第三段階までは食費の基準費用額 1,380 円と上表の自己負担額との差額が、補足給付として介護保険から給付されます。
- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事情がある場合、変更することがあります。
- ※ 第四段階の食費の内訳は、朝食 350 円、昼食 870 円、夕食 650 円となります。

B) その他の費用

項目	内容	利用料金
特別な食事等	酒、乳製品等、ご希望に基づいて提供した食事等にかかる費用です。	実費相当額
日常生活上必要な諸費用	歯ブラシやティッシュ等の生活に要する費用で、ご入居者様に負担していただくことが適当であるものにかかる費用です。	実費相当額
教養娯楽費	レクリエーション、クラブ活動で使用する材料費や参加費としてかかる費用です。	実費相当額
理美容にかかる費用	提携している業者が行う理美容サービスにかかる費用です。	業者が設定する額

【1日当たりの自己負担額】

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第 1 段階	2,141 円	2,219 円	2,304 円	2,381 円	2,459 円
第 2 段階	2,231 円	2,309 円	2,394 円	2,471 円	2,549 円
第 3 段階	2,981 円	3,059 円	3,144 円	3,221 円	3,299 円
第 4 段階 (1 割)	5,891 円	5,969 円	6,054 円	6,131 円	6,209 円
第 4 段階 (2 割)	6,761 円	6,918 円	7,087 円	7,241 円	7,398 円
第 4 段階 (3 割)	7,632 円	7,867 円	8,121 円	8,352 円	8,587 円

※ その他個別の加算についてもそれぞれ処遇改善加算が算定されます。

## 介護保険サービスにおける加算

### 【体制加算】（共通して加算される費用）

加算名	要件	自己負担額（日額）		
		1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	過去6か月または過去12か月における新規ご入居者総数のうち要介護4・要介護5の方が70%以上である場合に加算されます。	50円	99円	148円
看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。(4単位/日)	5円	9円	13円
看護体制加算(II)	ご入居者25名に対して1名以上、かつ国が定めた基準に1名以上の看護職員を配置した場合、および看護職員により24時間の連絡体制を確保している場合に加算されます。(8単位/日)	9円	17円	26円
夜勤職員配置加算(IV)	夜勤帯の介護職員又は看護職員の数が、国が定めた基準に1名以上の配置をしている場合に加算されます。(21単位/日)	23円	45円	68円
口腔衛生管理体制加算	歯科医師等の技術的助言及び指導に基づき、ご入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に加算されます。(30単位/月)	1円 (月額 33円)	2円 (月額 65円)	3円 (月額 97円)
精神科医師定期的療養指導加算	認知症であるご入居者が全入所者の1/3を占める施設において、精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月に2回以上おこなわれている場合に加算されます。	6円	11円	16円
介護職員処遇改善加算(I)	国が定める基準に適合している介護職員の賃金改善等の実施を届け出たうえで介護老人福祉施設サービスを行った場合に加算されます。(サービス利用単位数の1,000分の83単位/月)	おおよそ65円～1,052円		

### 【個別加算】（対象の方のみに加算される費用）

個別機能訓練加算	理学療法士等による専任の機能訓練指導員をご入居者100名に対して1名以上配置し、ご入居者ごとに計画書を作成、及び実践している場合に加算されます。(12単位/日)	13円	26円	39円
生活機能向上連携加算	外部の理学療法士、医師等が施設の職員と共同で個別に機能訓練計画を作成し、機能訓練を実施した場合に加算されます。(100単位/月)	4円 (月額 108円)	7円 (月額 215円)	11円 (月額 322円)
栄養マネジメント加算	常勤の管理栄養士を1名以上配置し、ご入居者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行った場合に加算されます。(14単位/日)	15円	30円	45円
経口維持加算(I)	摂食機能障害のあるご入居者に対して歯科医師等の指示に基づき、経口による継続的な食事摂取を勧めるための経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合に加算されます。(400単位/月)	14円 (月額 429円)	29円 (月額 858円)	43円 (月額 1,287円)
経口維持加算(II)	経口維持加算(I)を算定している場合に、ご入居者の経口による継続的な食事摂取を支援するための食事観察及び会議等に歯科医師等が加わった場合に加算されます。(100単位/月)	4円 (月額 108円)	7円 (月額 215円)	11円 (月額 322円)
療養食加算	医師の発行する食事箋に基づき提供された食事について管理栄養士等によって管理されている場合に加算されます。(6単位/回)	7円 (1回)	13円 (1回)	20円 (1回)
低栄養リスク改善加算	新規入居時、または再入所時に低栄養リスクが高い方に対して、多職種が協働して計画を作成、定期的な食事観察、栄養状態や嗜好等を踏まえた栄養・食事調査を行った場合に加算されます。(300単位/月)	11円 (月額 322円)	21円 (月額 644円)	32円 (月額 965円)

再入所時栄養連携加算	ご入居者が入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合に、施設の管理栄養士が病院等の管理栄養士と連携し栄養ケア計画の原案を作成する等、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合に加算されます。(400単位/回)	14円 (月額 429円)	29円 (月額 858円)	43円 (月額 1,287円)
排せつ支援加算	排泄に介護を要するご入所者に対し、医師等の他職種が協働して支援計画を作成し、支援することにより排泄にかかる要介護状態が改善した場合に加算されます。(100単位/月)	4円 (月額 108円)	7円 (月額 215円)	11円 (月額 322円)
褥瘡マネジメント加算	褥瘡が発生するリスクについて、定期的な評価を行い、その結果に基づき関連職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡管理を実施した場合に加算されます。(10単位/月)	0.4円 (月額 11円)	0.7円 (月額 22円)	1.1円 (月額 33円)

【その他の加算】

初期加算	入居日から起算して30日間、及び30日を超える病院等への入院後に施設に再び入所した場合に加算されます。(30単位/日)	33円	65円	97円
入院時又は外泊時の費用	入院や外泊をした場合は、1ヶ月に6日間を限度としてかかる費用です。月をまたがる場合は、最大12日間を限度とします。(246単位/日)	264円	528円	792円
配置医師緊急時対応加算	配置医師が施設の求めに応じ、早朝(6時～8時)、夜間(18時～22時)または深夜(22時～6時)に施設を訪問し、ご入居者の診察をおこなった場合に加算されます。 ①早朝・夜間(650単位/回) ②深夜(1,300単位/回)	① 697円 ② 1,394円	① 1,394円 ② 2,788円	① 2,091円 ② 4,181円
看取り介護加算(Ⅱ)	施設が定める看取りに関する指針に従い、各専門職が連携して行う介護について同意を得た上で、ご入居者が亡くなられた場合に、死亡日以前30日を上限として加算されます。 ①死亡日以前4～30日(144単位/日) ②死亡日の前日、前々日(780単位/日) ③死亡日(1,580単位/日)	① 155円 ② 837円 ③ 1,694円	① 309円 ② 1,673円 ③ 3,388円	① 463円 ② 2,509円 ③ 5,082円
退所前訪問相談援助加算	介護支援専門員等が、入居者の退所に先立って退所後生活する居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、退所後のサービスについて相談援助を行った場合に加算されます。(460単位/回)	16円 (月額 494円)	33円 (月額 987円)	49円 (月額 1,480円)
退所後訪問相談援助加算	入居者の退所後30日以内に居宅又は他の社会福祉施設等を訪問し、相談援助を行った場合に加算されます。(460単位/回)	16円 (月額 494円)	33円 (月額 987円)	49円 (月額 1,480円)
退所時相談援助加算	入居者の退所に際して、退所後のサービスについて相談援助を行い、かつ、市町村、施設等に対して必要な情報を提供した場合に加算されます。(400単位/回)	14円 (月額 429円)	29円 (月額 858円)	43円 (月額 1,287円)
退所前連携加算	入居者の退所に先立って、退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者 서비스에必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に加算されます。(500単位/回)	18円 (月額 536円)	36円 (月額 1,072円)	54円 (月額 1,608円)

平成30年11月1日